

政 委 第 13 号

平成 24 年 5 月 21 日

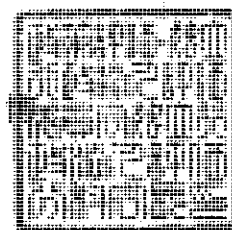
内閣府独立行政法人評価委員会

委員長 山本 豊 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

独立行政法人評価分科会

分科会長 阿曾 沼 元



「平成 23 年度業務実績評価の具体的取組について」の送付について

今般、当分科会では、平成 23 年度の業務実績に関する二次評価に当たって特に留意すべき事項等について、別添のとおり「平成 23 年度業務実績評価の具体的取組について」を取りまとめ、各府省独立行政法人評価委員会等の評価の参考に供すべく送付することといたしました。

当分科会としては、上記「具体的取組について」に沿って、平成 23 年度の業務実績評価を行うこととしておりますので、御承知おき願います。

平成23年度業務実績評価の具体的取組について

平成24年5月21日

政策評価・独立行政法人評価委員会

独立行政法人評価分科会

平成23年度における独立行政法人（以下「法人」という。）の業務の実績に関する二次評価については、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「当委員会」という。））に沿って行うこととするが、具体的な取組に当たって、特に留意すべき事項、統一すべき事項等については、以下によるものとする。

「第1 基本的な視点」関係

1-1 次の点について特に留意する。

- 法人のミッションに沿った適切な評価指標に基づく業績の評価
- 過去の実績等をも踏まえた的確な業績水準の判断
- 法人のミッション遂行に向けた取組の効率性、生産性等及びサービスの質の向上を促すアプローチ
- 分析、結論に至る考え方・理由・根拠及び評価の結果についての説明の分かりやすさ
- 被災者支援及び復旧・復興対応に関する取組と法人のミッションとの関係、法人の業績低下等と震災との関係を精査した厳格な評価

「第2 各法人に共通する個別的な視点」関係

「1 政府方針等」について

2-1 次の点について特に留意する。

- 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）で個別に措置を講ずべきとされた事項等で、平成23年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組状況
- 当委員会が主務大臣に通知した勧告の方向性のうち、平成23年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組状況
- 平成22年度業務実績評価における指摘事項への対応（他の項目でフォローアップすることとした事項を除く。）
- 公益法人等に対する会費の支出について、「独立行政法人が支出する会費の見直し

について」(平成 24 年 3 月 23 日行政改革実行本部決定)で示された観点を踏まえた見直しを促すアプローチ

「3 保有資産の管理・運用等」について

2-3-1 基本方針に基づき不断の見直しが求められている保有資産について、法人による以下の取組に特に留意する。

(実物資産)

- 職員宿舎については、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成 24 年 4 月 3 日行政改革実行本部決定)で示された方針等を踏まえた見直しを促すアプローチ
- 基本方針において既に個別に措置を講ずべきとされた施設等以外の建物、土地等における、i) 利用実態の把握状況、II) 利用実態を踏まえた保有の必要性等の検証状況

(金融資産)

- いわゆる溜まり金の精査における、次のような運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出し状況
 - i) 運営費交付金以外の財源で手当てすべき欠損金と運営費交付金債務が相殺されているもの
 - ii) 当期総利益が資産評価損等キャッシュ・フローを伴わない費用と相殺されているもの

2-3-2 年金、基金、共済等の事業運営のための資金運用について、法人における運用委託先の選定・管理・監督に関し、次の点に特に留意する。

- 事業用金融資金の管理・運用に関する基本方針の策定状況及び委託先の選定・評価に関する規定状況
- 運用委託先の評価の実施状況及び定期的見直しの状況
- 資金管理機関への委託業務に関する管理・監督状況

「6 内部統制」について

2-6 内部統制の充実・強化に向けた法人の長の取組に留意するとともに、監事の監査結果を踏まえた評価を行っているかについて特に留意する。

また、内部統制の充実・強化に関する法人・監事・評価委員会の積極的な取組を注視する。

(注) 法人の長の取組に関する評価については、これまでに当委員会が示した二次意見における留意点等を踏まえるものとする。

「9 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価」について

2-9 自然災害等に関係するリスクへの対応について、法令や国等からの指示・要請に基づくもののほか、法人独自の取組を注視する。